

福祉医療のしおり



山 口 市

も く じ

福祉医療費助成制度について	2
助成を受けることができる人	3
受給者証交付申請の手続きについて	6
福祉医療費受給者証について	9
福祉医療費受給者証の更新について	11
償還払い（医療費の払い戻し）について	12
高額療養費・高額介護合算療養費・ 付加給付金について	15
高額療養費等が支給された場合は ご連絡ください	16
こんなときは必ずご相談・お手続きしてください …	17

福祉医療費 助成制度について

重度心身障害者医療費助成制度

ひとり親家庭医療費助成制度

乳幼児医療費助成制度

こども医療費助成制度

の4つの医療費助成制度があります。

この制度は保険診療による医療費の自己負担分を助成することにより、

- 重度心身障がい者の健康の保持と福祉の充実
- ひとり親家庭等の母子または父子の生活の安定と児童の健全な育成
- 乳幼児及び児童・生徒の保健の向上と福祉の充実を図ることを目的として実施しています。

山口県では平成21年度から医療費の自己負担額の一部負担を実施しましたが、山口市では引き続き医療費の自己負担額(保険診療)を全額助成するため、医療機関等で一部負担金のお支払は不要です。ただし、保険診療外の診療やお食事代等は助成の対象とはなりませんので、お支払が必要となります。

助成を受けることができる人

- 山口市に住所がある。
 - 国民健康保険または社会保険等の健康保険に加入している。
 - 生活保護を受けていない。
 - 医療費の助成がある施設に入所していない。
- 以上の要件を満たし、次のいずれかに該当する人

受給資格のある人には福祉医療費受給者証を交付しますので申請をしてください。

詳しくは、6～8ページの手続きをご参照ください。

重度心身障害者医療

対 象 者

- 身体障害者手帳1級から3級の人
- 療育手帳A判定（山口県の判定）の人
- 障害年金1級の人
- 特別児童扶養手当1級認定の人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- 特別障害者手当を受けている人 等

所得制限

対象者本人の所得が一定の制限額を超えない人

ひとり親家庭医療

対 象 者

- ・ひとり親家庭の母または父、及びその児童
※婚姻していなくても事実上婚姻関係と同様の場合（同居等）は、対象となりません。
- ・父母のいない児童
- ・次のいずれかにあてはまる児童及びその母または父も対象となることがあります。詳しくは、お問い合わせください。
 - 母または父に重度の障がいがある
 - 母または父の生死が明らかでない
 - 母または父から遺棄されている
 - 母または父が法令により長期にわたって拘禁されている

（児童は18歳の年度末まで。ただし、引き続き高等学校等に在学する児童は20歳の年度末まで）

所得制限

- ・市区町村民税所得割非課税の世帯（ただし、課税世帯であっても19歳未満の扶養親族がある場合、対象となることがあります。）
- ※児童の祖父母等と同居している場合等は、世帯が別であっても祖父母等も所得制限の判定対象となります。

乳幼児医療

対 象 者

- ・ 小学校入学前の乳幼児

所得制限

父母の所得制限はありませんが、必ず以下のことを確認させていただきます。

- ・ 父母の税額控除前市区町村民税所得割額の合算額

こども医療

対 象 者

- ・ 小中学生及び高校生世代

所得制限

- ・ なし

小児救急医療電話相談

(毎日午後7時～翌日午前8時)

お子さま(15歳未満)が急病のときに相談できます。

8 0 0 0 または 0 8 3 - 9 2 1 - 2 7 5 5

受給者証交付申請の 手 続 き に つ い て

重度心身障害者医療

★申請に必要なもの

- 保険情報が確認できる書類
(詳細は8ページを参照)
- 印かん(※対象者(※1)及び被保険者が来庁の場合は不要)
- 申請者の身分確認書類
(身体障害者手帳など顔写真つきのもの)
- 障がいの程度を証するもの
(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書・特別児童扶養手当証書・特別障害者手当決定通知書等)
- 山口市で所得状況が確認できない方(転入・他市課税等)については、所得および控除の内訳が確認できる所得課税証明書(※2)又は、地方税関係情報の取得に関する同意書(※3)
(※1)受給対象者が未成年の場合は保護者
(※2)申請時期によって必要な書類の年度が異なります。
(※3)マイナンバー確認書類が必要です。

★受給開始日

- ・ 転入された場合は、転入月の申請であれば転入日から
- ・ 上記以外は、申請月の初日から

ひとり親家庭医療

★申請に必要なもの

- 対象者全員の保険情報が確認できる書類
(詳細は8ページを参照)
 - 印かん (※被保険者本人が来庁の場合は不要)
 - 申請者の身分確認書類
(運転免許証等顔写真つきのもの)
 - ひとり親であることを証するもの
(児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本等)
 - 山口市で所得状況が確認できない方 (転入・他市課税等) については、市区町村民税の課税標準額がわかる所得課税証明書(※1) 又は、地方税関係情報の取得に関する同意書(※2)
- (※1) 申請時期によって必要な書類の年度が異なります。
(※2) マイナンバー確認書類が必要です。

★受給開始日

- ・ ひとり親家庭になられた月の申請であれば、ひとり親家庭になられた日から
- ・ 転入の場合、転入月の申請であれば転入日から
- ・ 上記以外の場合は、申請をした月の初日から

※ひとり親家庭医療の受給者証交付申請は保険年金課、各総合支所総合サービス課でのみ申請手続きができます。

(地域交流センター及び分館、大海総合センターでは、申請手続きはできません。)

乳幼児医療・こども医療

★申請に必要なもの

- お子さまの保険情報が確認できる書類
- 印かん（※被保険者本人が来庁の場合は不要）
- 申請者の身分確認書類
（運転免許証等顔写真つきのもの）
- 乳幼児医療について、山口市で父母の所得状況が確認できない場合（転入・他市課税等）、市区町村民税の課税標準額がわかる所得課税証明書（※1）又は、地方税関係情報の取得に関する同意書（※2）
（※1）申請時期によって必要な書類の年度が異なります。
（※2）マイナンバー確認書類が必要です。

★受給開始日

- ・ 出生日から60日以内（出生日含む）の申請であれば、出生日から（乳幼児医療）
- ・ 転入の場合、転入月の申請であれば転入日から
- ・ 上記以外の場合は、申請月の初日から

保険情報が確認できる書類

- 健康保険証
- マイナ保険証
- 資格確認書
- 資格情報のお知らせ 等

福祉医療費 受給者証について

◇助成の受け方

病院で受診するときや薬局で調剤を受けるとき、健康保険証等と一緒に福祉医療費受給者証を提示していただくと、窓口での医療費の負担はありません。ただし、保険給付外の診療やお食事代等は助成の対象とはなりませんので、お支払が必要となります。

福祉医療費受給者証は、山口県内の医療機関で使用できます。

※山口県外の医療機関にかかったときなど、一旦、医療費をお支払いいただく場合がありますが、払い戻しの申請をすることができます。

→詳しくは、12ページ（償還払い）をご参照ください。

※かかりつけ医を持ち、適正受診を心がけましょう。
※ジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします。

公費負担制度などが福祉医療に優先します

- 公費負担制度などの対象になる場合は、必ずその制度を利用してください。

★公費負担制度の例

- ・ 自立支援（更生医療、育成医療、精神通院医療）
→市 障がい福祉課
- ・ 小児慢性特定疾病
→県 健康福祉センター
- ・ 特定疾病
→ご加入の健康保険

★その他の制度の例

- ・ 学校保健安全法
- ・ 労働災害（工作中的のけが）
- ・ 第三者行為（交通事故など）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法
（学校管理下における児童・生徒のけがや病気により受診される場合は、事前に学校の保健教諭等に相談してください。）

福祉医療費受給者証の 更 新 に つ い て

重度心身障害者用は、毎年7月1日に、ひとり親家庭用・乳幼児用・こども用は、毎年8月1日に更新をします。

このとき所得制限の判定年度が変わります。

◇更新申請について

更新時期が近づきましたら、更新用申請書を郵送いたしますので、更新の手続きをお願いします。

※重度心身障害者用のうち、現況が確認できる方と、乳幼児用・こども用で更新日以降、引き続き受給資格が確認できた方については、自動更新を予定しています。

前年度に所得制限を超えて受給できなかった方でも、新年度の所得状況により新たに受給対象となることがあります。保険年金課、各総合支所総合サービス課にお問い合わせのうえ、申請してください。

償還払いについて

(医療費の払い戻し)

有効期間内であれば支払った医療費の自己負担分について払い戻しの申請ができます。

(例)

- ・ 山口県外で受診したとき
- ・ 受給者証を提示せずに受診したとき
- ・ 医療費の全額を支払ったとき（健康保険証等を提示せず受診したとき、コルセット等治療用装具代金を支払ったとき）

★申請に必要なもの

- ・ 領収書（原本）

※①受診者（＝受給者名）、②発行日、③診療日、④総点数、⑤支払額、⑥医療機関名の6項目が確認できる領収書

- ・ 福祉医療費受給者証
- ・ 申請者の身分確認書類
（運転免許証等顔写真付きのもの）
- ・ 印かん（受給対象者本人が記入する場合は不要）
- ・ 申請者の口座がわかるもの

◎ 支払った医療費の内容により、別に書類が必要な場合があります。詳しくは、13～14ページをご参照ください。

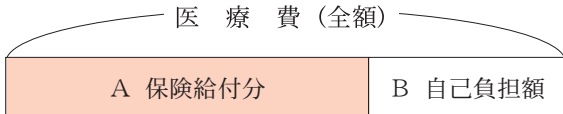
償還払い申請前にご確認ください

以下の場合、市に償還払いの申請をする前に、
加入医療保険への手続きが必要です。

(ケース 1)

● 医療費の全額を支払ったとき

(やむを得ず健康保険証等を提示せずに受診したとき・
コルセット等治療用装具代金を支払ったとき)



支給を受けた後、ご加入の医療保険から送付される支給通知又は支給明細書を添えて、Bについて市に償還払い（福祉医療費助成申請）の手続きをしてください。

(ケース 2)

●医療費の自己負担額が高額になったとき

B 自己負担額 (医療機関窓口での支払額)	
C 自己負担限度額	D 限度額を超えた部分 (高額療養費等)

支払った医療費が高額になった場合は、先に、
Dについてご加入の医療保険で、**高額療養費支給
申請**手続きをし、支給を受けます。

支給を受けた後、ご加入の医療保険から送付さ
れる支給通知又は支給明細書を添えて、Cについ
て市に償還払い（福祉医療費助成申請）の手続き
をしてください。



高額療養費・高額介護合算療養費・付加給付金について

保険診療による医療費の自己負担額については、市で全額助成しているため福祉医療費受給者の負担はありません。

限度額を超える医療費の自己負担額が発生した場合には、ご加入の医療保険から被保険者へ高額療養費・高額介護合算療養費・付加給付金（以下、「高額療養費等」という。）が支給されます。しかし、福祉医療費受給者の場合、その自己負担額を市が支払っておりますので、市が被保険者からの委任を受け、ご加入の医療保険から高額療養費等を受領することになります。

B 自己負担額（市が医療機関に支払った額）

C 自己負担限度額

D 限度額を超えた部分
（高額療養費等）

福祉医療で助成できるのはCまでとなりますので、過払いとなっているDについて、ご加入の医療保険から市が受領するようになります。

高額療養費等が支給された場合は ご連絡ください

ご加入の医療保険によっては、被保険者へ高額療養費等が自動的に支給されることがありますので、支給決定通知書が届いた時、もしくは、高額療養費等が支給された場合は、必ず市へご連絡をお願いします。

支給された高額療養費等（市の過払い相当額）については、請求額確定後、市から被保険者へ請求させていただきます。

●限度額適用認定証の交付を受けましょう

入院する際に、加入医療保険で限度額適用認定証の交付を受けられると、高額療養費支給申請の手続きを省略できる場合があります。また、住民税が非課税の方は、食事代の軽減を受けることができます。

限度額適用認定証の交付申請については、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

必ず

**こんなときは
ご相談・お手続きしてください**

- ・結婚、離婚、世帯変更・住所氏名の変更
- ・19歳未満の扶養親族の変更
- ・障害者手帳・障害年金等の等級変更



福祉医療の制度が変更、喪失になる場合がありますのでご相談ください。

- ・ご加入の医療保険から高額療養費等の支給
- ・学校管理下での病気やけが
- ・部活動でのけが
- ・交通事故



ご相談ください。

- ・新しい健康保険に変更
- ・健康保険の内容の変更



- ・新しい保険情報が確認できる書類
- ・被保険者の印かん(※1)を持参してください。
(福祉医療費受給者保険変更届)

(※1)被保険者本人が来庁の場合は不要

- ・受給者証の紛失・汚れ



再交付の手続きをしてください。
(福祉医療費受給者証再交付申請)

インターネットで手続き(電子申請)ができます。

「保険変更届」「受給者証再交付申請」については、下記の二次元コードからお手続きができます。

福祉医療費受給者
保険変更届



福祉医療費受給者証
再交付申請



★申請窓口

保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)及び分館、大海総合センター

※ひとり親家庭医療の受給者証交付申請は、保険年金課、各総合支所総合サービス課でのみ申請手続きができます。

この制度についてのお問い合わせは

山口市役所

本庁舎(山口総合支所)保険年金課 福祉医療担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2803

FAX 083-934-3610

小郡総合支所総合サービス課 市民生活担当

〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1

TEL 083-973-8131

FAX 083-974-4387

秋穂総合支所総合サービス課 市民生活担当

〒754-1192 山口市秋穂東6570番地

TEL 083-984-8022

FAX 083-984-8041

阿知須総合支所総合サービス課 市民生活担当

〒754-1292 山口市阿知須2743番地

TEL 0836-65-4113

FAX 0836-65-5188

徳地総合支所総合サービス課 市民生活担当

〒747-0292 山口市徳地堀1561番地1

TEL 0835-52-1113

FAX 0835-52-0760

阿東総合支所総合サービス課 市民生活担当

〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2

TEL 083-956-0992

FAX 083-956-0680